

○長久手町行政改革推進委員会設置条例

昭和六十年七月四日

条例第十四号

(設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、長久手町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第二条 委員会は、町長の諮問に応じて、長久手町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(会長)

第四条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は会長があらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第六条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、まちづくり推進部企画政策課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年条例第二〇号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年十一月一日から施行する。

付 則(平成一八年条例第六号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二号)抄
1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。